

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	六三
告示	〇大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	六三
	〇保安林の指定をする件	六三
	〇保安林の指定を解除する予定である件二件	六三
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六三
公告	〇随意契約の相手方を決定した件	六三
	〇一般競争入札を行う件	六四
正 誤	〇平成十六年八月三十一日付け定例第五百九十七号中	六七
	〇平成二十七年八月七日付け定例第二千七百十七号中	六七
	〇平成二十七年十一月六日付け定例第二千七百四十三号中	六七

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十七号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三二〇円」を「三二〇円」に改め、同表の一の2の(二)中「二、五三〇、〇〇〇円」を「二、六二一、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中

「一、〇四〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表の三の3の(一)中「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「六一、一〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「二九、六〇〇円」に、「三二、二〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三六、一〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、五〇〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四四、二〇〇円」に、「四八、四〇〇円」を「四八、五〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改め、同表の九の3中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六四、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表の十一の4の(二)中「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三三、九〇〇円」を「一三四、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月二十日から同年十二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
双葉郡榎葉町大字山田浜字シウ神山二三の一、四八の三、五二の一、五四の一
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、榎葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び榎葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南相馬市小高区角部内字入羽和形一五二の七から一五二の九まで、一五二の一三、一五二の一四、小高区浦尻字町一一四の二二
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第八百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年十一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡広野町大字下北迫字宮田一一六の一から一一六の三まで、一一六の六、一一六の八から一一六の一六の一まで、字北釜七七、大字下浅見川字本町一五五の一から一五五の四まで、一五六の一、一五六の二、一五七の一から一五七の三まで、字向三七
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第八百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十一月二十日

公
告

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四六九の三・三四七三の七（以上二筆国有林）、三四六九の一、三四七三の二、三四七三の一、三四七四の二、三四七五の二、三四九〇の二、三四九七の二、慶徳町松舞家字大門一六九五、岩月町入田付字大峠山七八一四の三、字入水上七七六四のイ、七七六四の三、七七六五、七七六六、関柴町関柴字石宮三三二七の二、字死人沢三二七四、字大悪場三二七六、字沼尻二七二二、二七二二の二、字家ノ向二九一四の一、二九一四の二、二九一七、二九二六、字早坂二八〇六、二八〇八の一、字家ノ東二九五二、二九五三の一、二九五四、字菅沼入三二七〇の一、字西林三〇四六の二、三〇四六の三、字本菅場三一三三の一、三一三三の二、関柴町下柴収納平四一〇の一、字柳下二七三五のロ、二七三六の二、二七四四の二、字七曲四〇七四、耶麻郡西会津町奥川大字豊島字大牧内深沢尻三六〇の一の二、字大稲場一三三四の八、一二四〇の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字大門一六九五、字西林三〇四六の二、三〇四六の三、字本菅場三二二三の一、三一三三の二、字柳下二七三五のロ、二七三六の二、二七四四の二、字七曲四〇七四、字大牧内深沢尻三六〇の一の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに喜多方市役所及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公告第277号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県放射能測定マップウェブページ作成・運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県放射能測定マップウェブページ作成・運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市中町8番2号（福島県自治会館3階）
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
- 5 随意契約に係る契約金額
47,713,752円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第278号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の件名及び数量 流域下水道（二本松処理区）維持管理業務一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。

(3) 履行期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所 あだたら清流センター（福島県二本松市榎戸二丁目96番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ この公告の日から入札の日までの間に福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成23年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。

(ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所に配置できる者であること。なお、(ア)の総括責任者は、(イ)に掲げる者を兼務することができる。

(ア) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）

(イ) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）

(エ) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の物品名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）

(オ) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）

(カ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）

(キ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者）

(ク) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）

(ケ) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は労働安全法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に規定する特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）

キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員は、2者又は3者であること。
- イ 自主結成であること。
- ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。
- カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ(ア)に掲げる者に係るものに限る。)に掲げる条件を満足している者であること。
- キ 共同企業体の構成員により(1)のカ(ア)に掲げる者に係るものを除く。)に掲げる条件を満足している者を全て配置できること。
- ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年12月17日(木)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
福島県県中流域下水道建設事務所総務課
電話番号024-958-3861
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年11月20日(金)から同年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、業務要求水準書、一般仕様書等を配布する。
(1) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(2) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- 6 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所
入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。
(1) 配達指定期日 平成28年1月8日(金) ※午後5時15分までに到達すること。
(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。
- 7 開札の日時及び場所
(1) 日時 平成28年1月22日(金) 午前10時
(2) 場所 福島県県中流域下水道建設事務所会議室(福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地)
- 8 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 落札者の決定方法
(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者であり、当該業務に係る技術提

案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 1,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(3) 落札候補者について、流域下水道（二本松処理区）維持管理業務委託総合評価委員会の意見聴取等の後、落札者とする。

12 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The maintenance and management of the Adatara Seiryu Centre, Regional Sewerage System 1set
- (2) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 8 January 2016
- (3) Contact point for the notice : The Ken-chu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama-shi, Fukushima 963-0534 Japan TEL024-958-3861

(総務課)

正 誤

六四三	上	六	四三四・五	四二九・三	○平成二十七年十一月六日付け定例第二千七百四十三号中				
					四六七	下	一八	二九六、字大久保山乙六八六の二(次の図に示す部分に限る。)	三
					四六六	上	一	第五條の四	第五條の五
					五九三	下	後ろか ら一二	同市長者二丁目	同市長者二丁目
					○平成十六年八月三十一日付け定例第五百九十七号中				
	ページ	段	行					正	誤

